

(仮称) さきたま市場実施設計・建築工事の公募について

次のとおり(仮称) さきたま市場実施設計・建築工事の公募を開始します。

1 業務概要

(1) 業務名

(仮称) さきたま市場実施設計・建築工事

(2) 場所

行田市大字佐間字野合1503番地1の一部(さきたま古墳公園内)

(3) 業務内容

①実施設計及び構造計画・設計、構造計算、電気・機械設備設計業務

②建築確認申請を含む各関係法令に基づく各種申請業務(手数料含む)

③工事監理業務

④(仮称) さきたま市場建築工事業務

※ (仮称) さきたま市場内部に設置する厨房機器及び什器備品については本業務には含まないが、それらの一次側及び接続工事は本業務に含むものとする。

※ (仮称) さきたま市場の外構整備については本業務には含まないが、設備工事における掘削後の埋め戻しは本業務に含むものとする。

(4) 敷地概要

敷地面積: 876.96㎡(265.28坪)

用途地域: 市街化調整区域(公園内)

建ぺい率: 50%、容積率: 100%

(5) 施設規模

延べ面積: 195.00㎡(テラス面積: 45.00㎡)

(6) 建物構造

鉄筋コンクリート組積造(RM造)

※ 建物用途を担保できれば、他の構造による提案も可

(7) 建物用途

地場製品の販売及び軽食提供施設

(8) 履行期限

契約締結日から令和5年2月28日まで

(9) 上限額

36,300,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(10) 前払金

有

※ 契約額の40%以内の額を上限額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(11) 遵守すべき法令等

受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

## 2 参加資格

本公募に参加しようとする者は次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 行田市内に建設業法に基づく許可を有する本店が所在すること。
- (2) 行田市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載され、かつ、建築工事業における格付等級がA等級で登録されていること。
- (3) 日本国内で完成、引渡しが完了した新築工事で、元請けとして本施設と類似施設（150 m<sup>2</sup>以上）の施工実績を有すること。
- (4) 「設計業務」にあたる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること。
- (6) 「施工業務」に当たるものは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者。
  - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者。
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者。
  - ④ 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
  - ⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ⑥ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

### 3 実施スケジュール

実施内容	実施期間
公募開始	令和4年7月7日（木）から
参加申込書及び見積書提出期限	令和4年7月13日（水）
受注者の選定・通知	令和4年7月中旬【予定】
契約締結	令和4年7月下旬【予定】

### 4 参加申込書の提出

本公募に参加しようとする者は、参加申込書等を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和4年7月13日（水）午後6時必着

#### (2) 提出先

〒361-0077 埼玉県行田市忍2丁目1番8号 （一社）行田おもてなし観光局  
<電話>048-577-8442 <Mail>kanri@gyoda-kankoukyoukai.jp

#### (3) 提出方法

持参

※ 提出時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

#### (4) 提出書類

次の書類を各1部ずつ提出のこと。

① 参加申込書（様式1）

② 類似施設施工実績調書（様式2）

※ 類似施設の概要が確認できる書類を添付すること。

③ 建設業許可証（写し）

④ 建築士事務所登録証（写し）

#### (5) その他

参加申込書提出者に、仕様書や各種図面等配布図書を格納したCD-ROMを1枚、紙媒体を1部ずつ渡すものとする。

### 5 見積書の提出

#### (1) 提出期限

令和4年7月13日（水）午後6時必着

#### (2) 提出先

〒361-0077 埼玉県行田市忍2丁目1番8号 （一社）行田おもてなし観光局  
<電話>048-577-8442 <Mail>kanri@gyoda-kankoukyoukai.jp

#### (3) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、午前9時30分から午後6時までとする。

※ 郵送による提出の場合は、收受のトラブルを防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証

明できる方法とすること。

(4) 提出書類

本業務の見積書（様式任意）を1部提出すること。

6 その他

(1) 経費負担

参加申込及び見積書作成に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) ペナルティ

参加申込後、見積書提出を辞退された場合においても、参加事業者に対するペナルティは一切生じないものとする。

(3) 提出書類

提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。なお、提出書類は返却しないものとする。

(4) 受注者の選定

参加資格を満たした者の中から、最も安価な金額を提示した者と本業務の契約を締結するものとする。

(5) 契約書作成の要否

要